

➤ 総合評価落札方式一般競争入札評価調書

入札に付した業務の名称	長野合同庁舎清掃及び設備管理業務
応札業者名	

評価項目		配 点	評価の観点及び内容	評価方法	評価点																			
A 価格評価		90.00 点			0.00 点																			
	a 価格要件	90.00 点	1 価格点 価格点＝低入札調査基準価格÷入札価格×配点 ※ 予定価格を超える金額の入札は評価しない。 小数点以下第3位四捨五入2位止め 2 低入札価格調査基準価格未満で応札した者 価格点＝入札価格÷低入札調査基準価格×配点 ※ 小数点以下第3位四捨五入2位止め	1 評価に用いる帳票等 入札書 2 評価点の算出 低入札調査基準価格 入札価格 ×配点 ※低入札価格調査基準価格未満で応札した者 入札価格 低入札調査基準価格 ×配点																				
B 技術評価		8.00 点			0.00 点																			
	b 研修体制	1.00 点	◇ 研修実施及び計画 ①～②の配点を合計。 ① 過去1年間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価する。（0.5点） ② 契約期間中（毎年7月末日までに実施）の研修計画の有無及び研修内容を総合的に評価する。（0.5点）	1 評価に用いる帳票等 ① 研修実施報告書（様式1）及び受講修了証（写）または名簿（写）、研修レジュメ等研修内容がわかる資料 ② 研修実施計画書（様式2）及び予定している研修のレジュメ等（市販の冊子等を使用する予定の場合は表紙と目次の写し） 2 評価点の算出（証明書の有無） <table><tr><td></td><td>配 点</td><td>計</td></tr><tr><td>① 研修実施報告（様式1）及び研修内容</td><td>0.5 点</td><td rowspan="2">点</td></tr><tr><td>② 研修実施計画（様式2）及び研修内容</td><td>0.5 点</td></tr></table>		配 点	計	① 研修実施報告（様式1）及び研修内容	0.5 点	点	② 研修実施計画（様式2）及び研修内容	0.5 点												
		配 点	計																					
	① 研修実施報告（様式1）及び研修内容	0.5 点	点																					
	② 研修実施計画（様式2）及び研修内容	0.5 点																						
	c 業務遂行能力	4.00 点	◇ 資機材の確保、品質管理 ① 建築物衛生法に基づく長野県知事登録の有無 ア～カの配点を合計。 ア 建築物清掃業（0.5点） カと重複しない イ 建築物空気環境測定業（0.5点） カと重複しない ウ 建築物飲料水水質検査業（1.0点） エ 建築物飲料水貯水槽清掃業（1.0点） オ 建築物ねずみ昆虫等防除業（1.0点） カ 建築物環境衛生総合管理業（1.0点） ア、イと重複しない	1 評価に用いる帳票等 【 入札書等提出期限において有効であること 】 建築物衛生法知事登録報告書（様式3）及び 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく長野県知事登録証明書の写 2 評価点の算出（証明書の有無） <table><tr><td></td><td>配 点</td><td>計</td></tr><tr><td>建築物衛生法知事登録報告書（様式3）</td><td></td><td rowspan="7">点</td></tr><tr><td>建築物環境衛生総合管理業</td><td>1.0 点</td></tr><tr><td>建築物清掃業</td><td></td><td>0.5 点</td></tr><tr><td>建築物空気環境測定業</td><td></td><td>0.5 点</td></tr><tr><td>建築物飲料水水質検査業</td><td>1.0 点</td></tr><tr><td>建築物飲料水貯水槽清掃業</td><td>1.0 点</td></tr><tr><td>建築物ねずみ昆虫等防除業</td><td>1.0 点</td></tr></table>		配 点	計	建築物衛生法知事登録報告書（様式3）		点	建築物環境衛生総合管理業	1.0 点	建築物清掃業		0.5 点	建築物空気環境測定業		0.5 点	建築物飲料水水質検査業	1.0 点	建築物飲料水貯水槽清掃業	1.0 点	建築物ねずみ昆虫等防除業	1.0 点
	配 点	計																						
建築物衛生法知事登録報告書（様式3）		点																						
建築物環境衛生総合管理業	1.0 点																							
建築物清掃業			0.5 点																					
建築物空気環境測定業			0.5 点																					
建築物飲料水水質検査業	1.0 点																							
建築物飲料水貯水槽清掃業	1.0 点																							
建築物ねずみ昆虫等防除業	1.0 点																							
d 資格者配置	1.50 点	◇ 従事する有資格者 ① 建築物環境衛生管理技術者（0.5点） ② ビルクリーニング技能士（0.5点） ③ 清掃作業監督者（0.5点） ※本業務に6時間以上常時勤務する者に限る。 ※建築物環境衛生管理技術者とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に定める免許を有するものをいう。 ※ビルクリーニング技能士とは、職業能力開発促進法第44条に定める技能検定に合格したものをいう。	1 評価に用いる帳票等 【 入札書等提出期限において有効であること 】 資格者配置名簿（様式4）及び建築物環境衛生管理技術者等資格者証（写） 2 評価点の算出（証明書の有無） <table><tr><td></td><td>配 点</td><td>計</td></tr><tr><td>資格者配置名簿（様式4）</td><td></td><td rowspan="4">点</td></tr><tr><td>建築物環境衛生管理技術者</td><td>0.5 点</td></tr><tr><td>ビルクリーニング技能士</td><td>0.5 点</td></tr><tr><td>清掃作業監督者</td><td>0.5 点</td></tr></table>		配 点	計	資格者配置名簿（様式4）		点	建築物環境衛生管理技術者	0.5 点	ビルクリーニング技能士	0.5 点	清掃作業監督者	0.5 点									
	配 点	計																						
資格者配置名簿（様式4）		点																						
建築物環境衛生管理技術者	0.5 点																							
ビルクリーニング技能士	0.5 点																							
清掃作業監督者	0.5 点																							
e 自主検査体制	1.50 点	◇ 自主検査体制の整備 ①～②の配点を合計。 ① 自主検査体制に関する社内規程整備状況进行评估する。（0.5点） ②-1 当該業務における自主検査体制の計画内容进行评估する。（0.5点） ②-2 資格者による検査进行评估する。（0.5点） ※資格者：建築物清掃評価資格者（インスペクター）（（社）全国ビルメンテナンス協会資格）、建築物環境衛生管理技術者、清掃作業監督者	1 評価に用いる帳票等 【 入札書等提出期限において有効であること 】 ①自主検査体制規程等（様式指定なし） ②-1自主検査体制計画書（様式指定なし） ②-2資格者（自主検査）名簿（様式5）及び資格証（写） 2 評価点の算出（証明書の有無） <table><tr><td></td><td>配 点</td><td>計</td></tr><tr><td>① 自主検査体制規程等（任意）及び検査内容</td><td>0.5 点</td><td rowspan="3">点</td></tr><tr><td>②-1 自主検査計画（任意）及び検査内容</td><td>0.5 点</td></tr><tr><td>②-2 資格者（自主検査）名簿（様式5）1の②-1掲げる帳票を提出</td><td>0.5 点</td></tr></table>		配 点	計	① 自主検査体制規程等（任意）及び検査内容	0.5 点	点	②-1 自主検査計画（任意）及び検査内容	0.5 点	②-2 資格者（自主検査）名簿（様式5）1の②-1掲げる帳票を提出	0.5 点											
	配 点	計																						
① 自主検査体制規程等（任意）及び検査内容	0.5 点	点																						
②-1 自主検査計画（任意）及び検査内容	0.5 点																							
②-2 資格者（自主検査）名簿（様式5）1の②-1掲げる帳票を提出	0.5 点																							
C 企業評価		2.00 点			0.00 点																			
	f 障がい者の雇用の促進	1.00 点	◇ 障がい者の雇用状況 ①従業員数45.5人以上の事業者 ・「障害者雇用状況報告書」において不足数がない ②①以外の事業者 ・障がい者を雇用している。	1 評価に用いる帳票等 ①従業員数45.5人以上の事業者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、ハローワークに報告し、受理された障害者雇用状況報告書（令和4年6月1日現在）の写し ②従業員数45.5人未満の事業者 <table><tr><td></td><td>配 点</td><td>計</td></tr><tr><td>① 障害者雇用状況報告書において不足数がない</td><td>いずれかで</td><td rowspan="2">点</td></tr><tr><td>② 障がい者雇用状況届出書（様式6）の提出</td><td>1.0 点</td></tr></table>		配 点	計	① 障害者雇用状況報告書において不足数がない	いずれかで	点	② 障がい者雇用状況届出書（様式6）の提出	1.0 点												
		配 点	計																					
① 障害者雇用状況報告書において不足数がない	いずれかで	点																						
② 障がい者雇用状況届出書（様式6）の提出	1.0 点																							
	g 社会貢献	0.50 点	◇ ボランティア活動等 以下に掲げる活動等の実績（0.5点） ・長野県内の自治体との災害時協定 ・会社、事業所としてボランティア活動への参加（令和4年の活動実績に限る。） ・従業員のボランティア活動を支援する体制（ボランティア休暇制度等）	1 評価に用いる帳票等 ・社会貢献（ボランティア等）実施報告書（様式6） ・長野県内の自治体との災害時協定書（写し）又は従業員のボランティア活動を支援する制度が記載されている就業規則等（写し） 【 入札書等提出期限において有効であること 】 ・ボランティア活動への参加が掲載されている新聞・広報等活動を証明する資料等（写し） 【 令和4年の活動等実績に限る 】 2 評価点の算出 <table><tr><td></td><td>配 点</td><td>計</td></tr><tr><td>社会貢献（ボランティア等）実施報告書（様式6）</td><td></td><td rowspan="2">点</td></tr><tr><td>1に掲げる帳票を提出</td><td>0.5 点</td></tr></table>		配 点	計	社会貢献（ボランティア等）実施報告書（様式6）		点	1に掲げる帳票を提出	0.5 点												
		配 点	計																					
社会貢献（ボランティア等）実施報告書（様式6）		点																						
1に掲げる帳票を提出	0.5 点																							
	h 労働環境	0.50 点	◇ 社会保険及び雇用保険加入状況 以下に掲げる要件を満たす（0.5点） ・社会保険に係る「事業所整理記号」が付与されている。 ・雇用保険に係る「労働保険番号・雇用保険適用事業所番号」が付与されている。 ・委託業務に従事する従業員の社会保険料が、適正に控除・納入されている。（当該従業員が特定できない場合は、業務開始後、適正に控除等することを確約する書面を提出している。） ・委託業務に従事する従業員に労働条件通知書が交付されていること。	1 評価に用いる帳票等 ① 社会保険に係る「事業所整理記号」、雇用保険に係る「労働保険番号・雇用保険適用事業所番号」を確認できる帳票の写 ② 委託業務に従事する従業員の令和4年分賃金台帳（写）又は業務開始後、適正に控除することの確約書（様式7） ③ 業務開始後、委託業務に従事する従業員の労働条件通知書（写）を提示することの確約書（様式7） 2 評価点の算出 <table><tr><td></td><td>配 点</td><td>計</td></tr><tr><td>1に掲げる帳票を提出</td><td>0.5 点</td><td>点</td></tr></table>		配 点	計	1に掲げる帳票を提出	0.5 点	点														
		配 点	計																					
1に掲げる帳票を提出	0.5 点	点																						
計		100.00 点			0.00 点																			